

資料6

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201100700 平成23年11月30日(京都府) 平成23年12月15日	エアコン	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	○当該製品は焼損が著しく、ほとんどの電気部品が回収されておらず、確認できなかった。 ○電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○同等品を使用して、基板からの出火を想定した実験を行ったが、基板から周囲には延焼しなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、ほとんどの部品が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:約1年5ヶ月 ・資料6 A201101045(電気湯沸器)と同一事故
2	A201100793 平成23年12月28日(北海道) 平成24年1月6日	シュレッダー	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現場に当該製品があった。	○当該製品は焼損が著しく、樹脂部はほとんど溶融、焼損していた。 ○当該製品内部の基板の100Vラインが一部焼失していた。 ○他の残存しているモーターや電源コードに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は焼損が著しく、残存していた電気部品等に出火の痕跡は認められなかったが、基板の一部が焼失していることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201100976 平成24年2月5日(群馬県) 平成24年2月10日	ライター(注入式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、車内で激しく燃えていたドリンクホルダー等の焼け跡から黒こげ状態で発見された。 ○ドリンクホルダー周辺には車の電装品を含め、当該製品以外に火元と考えられるものはなかった。 ○当該製品は焼損が著しく、熱により変形し、左右の嵌合部が開いた状態であった。 ○X線観察の結果、当該製品の操作レバーの足が下がっていた。 ●当該製品の使用後に操作レバーの戻りが悪く、残火が発生して火災に至った可能性が考えられるが、操作部の焼損が著しく、詳細な使用状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201101012 平成24年2月9日(香川県) 平成24年2月20日	電動車いす(ハンドル形)	(死亡1名) 使用者(60歳代)が、当該製品で走行中、踏切内で列車にはねられ死亡した。	<p>○使用者は当該製品に乗車し1人で道路の左側を走行していた。また、事故現場の踏切は、周辺に道路灯や防犯灯もなく夜間は暗かった。</p> <p>○目撃情報によれば、当該製品は踏切に入るまで異常なく走行しており、使用者は遮断機が降りても踏切内に居たことが確認された。</p> <p>○当該製品のライトは点灯した状態で転倒していなかった。</p> <p>○踏切に脱輪した痕跡があった。</p> <p>○当該製品は、事故後警察で廃棄処分されており、確認ができなかった。</p> <p>●当該製品は踏切に進入するまでは正常に走行し、暗い踏切を渡ろうとした時に脱輪し、身動きが取れない状態で列車に接触したものと推定されるが、事故状況の詳細が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
5	A201101045 平成23年11月30日(京都府) 平成24年2月27日	電気湯沸器	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品は焼損が著しく、樹脂部品はすべて溶融し、基板や内部配線などは焼失していた。</p> <p>○温度ヒューズや湯温度検知用サーミスターの一部は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○ヒーターなどの他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品を使用して、基板からの出火を想定した実験を行ったが、基板から周囲には延焼しなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・資料6 A201100700(エアコン)と同一事故
6	A201101068 平成24年2月17日(兵庫県) 平成24年3月1日	冷風機	(火災) 異音と異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は、樹脂部品がすべて溶融し、残存していた部品は、電装部品のない右前方の下部に向かって倒れこみ、溶融した樹脂部品の中に埋まっていた。</p> <p>○事故時、当該製品の電源コードは、本体背面の電源コード取り出し口から本体外郭の右前方を通っており、本体右前方付近で電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、当該断線部は、事故現場から回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○ファンモーター用コンデンサーは、焼損が著しく、破裂した状態で、当該コンデンサーの一部は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○基板、ヒーター、コンプレッサー用コンデンサー、内部配線等の残存していた電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存していた電気部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない電源コードや電気部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
7	A201101166 平成24年3月11日(神奈川県) 平成24年3月30日	電気ストーブ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の外郭は全焼していた。 ○内部配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。また、同等品を用いて電源コードの長さの比較を行ったが、異常は認められなかった。 ○ヒーター、スイッチ及び回転駆動モーターは焼損していた。 ●当該製品は焼損が著しく、使用状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
8	A201200066 平成24年3月26日(東京都) 平成24年4月23日	ヘッドライヤー	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○電源スイッチの接点に一部溶融が認められた。 ○半波整流ダイオードは焼損していた。 ○雑音防止コンデンサー及び保護ヒューズは回収されなかった。 ○ヒーター部に出火した痕跡は認められなかった。 ○サーモスタット、温度ヒューズ、モーター、イオン用高圧トランスに異常は認められなかった。 ○再現試験を実施したが安全装置が作動し出火には至らなかった。 ●当該製品の焼損は著しいが、回収された部品に出火の痕跡は認められず、雑音防止コンデンサー及び保護ヒューズが未回収であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
9	A201200089 平成24年3月24日(香川県) 平成24年4月27日	オーブントースター	(重傷1名) 当該製品で調理後、当該製品のドアを開けたところ当該製品のガラスが割れたため、逃げようとした際、肩を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品のドアガラス(強化ガラス製)は粉々に割れていた。 ○回収したガラス破片からは、破壊の起点となった傷等は確認できなかった。 ○同等品を使用して、タイマーが切れる前にドアガラスに水をかける等の実験を行ったが、ドアガラスは割れなかった。 ●当該製品のドアガラス表面についての傷やドアガラス内部の異物などが起点となり破壊したものと考えられるが、すべてのガラス破片を回収できず、破壊の起点となった傷等が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201200090 平成24年3月30日(東京都) 平成24年5月1日	延長コード	(火災) 事業所で当該製品に炊飯器を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源プラグカシメ部の片側が溶融していた。 ○コンセント側の受け刃部の片側のみ焼損していた。 ○同等品のプラグカシメ部に異常は認められなかった。 ●当該製品の電源プラグ刃のカシメ不良、または、電源プラグがコンセントに正常に接続されていなかったため、片側のプラグが発熱し出火に至ったものと推定されるが、当該カシメ部が溶融していたことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった 	
11	A201200134 平成24年4月23日(岡山県) 平成24年5月16日	照明器具(灯籠)	(火災) 当該製品を使用中、火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、左側面の焼損が著しく、樹脂製の台座の一部が焼失していた。 ○当該製品の電源コードは、本体台座より少し離れた位置で断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○当該製品の配線途中にあるカシメ部及び当該製品の先端にある3個の電球に、焼損等の異常は認められなかった。 ●当該製品の配線途中のカシメ部や電球に出火の痕跡は認められないが、電源コードの溶融痕が一次痕か二次痕か特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
12	A201200173 平成24年5月21日(東京都) 平成24年5月31日	電気がま	(火災) 当該製品をコンセントに接続したところ、異音とともに当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の本体側の器具ソケットの片側の電極ピンの先端が溶融している。 ○電源コード側の器具用プラグの導電板は、片側の先端が一部消失している。 ○当該製品本体に、同等品の電源コードを接続すると正常に操作でき、電源コードをテスターで確認したが異常は認められない。 ○取扱説明書には、「器具用プラグ(磁石式)の先端にピン等の金属片やゴミを付着させない」旨、注意表記されている。 ●当該製品の器具用マグネットプラグの接触不良、または器具用マグネットプラグの先端に何らかの異物が入り込んだため、導電板と電極ピン間で発熱し、スパークに至ったものと推定されるが、使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201200217 平成24年6月10日(北海道) 平成24年6月20日	水槽用ウォータークーラー	(火災) 店舗の厨房水槽で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、全体的に焼損が著しく、樹脂部品はすべて溶融していた。</p> <p>○電源基板は、一次側端子部が著しく焼損して欠落しており、接続していた内部配線に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源基板は、本体前パネルの内面に設置されており、パネル下部に放熱用のスリットがあった。</p> <p>○他の電気部品や配線は、著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、店舗厨房の金属製台上に設置したいけす用クーラーとして台の下段にろ過槽と並置していた。</p> <p>●当該製品の電源基板の焼損が著しく、一次側端子部が欠落しており、内部配線に溶融痕が認められたことから、当該箇所からの出火と推定されるが、端子部が欠落して確認できないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
14	A201200234 平成23年10月(埼玉県) 平成24年6月27日	靴(スニーカー)	(重傷1名) 幼児(2歳)が当該製品を履いていたところ、中底が靴内で盛り上がり、右足を負傷していた。	<p>○当該製品は、右足の靴のつま先右側部分の中敷きの一部に隆起が生じており、その大きさは約2cm×3cm×0.3cmであった。</p> <p>○使用者の右足の指は、第3指から5指にかけて第1指側に傾いており、第3指が第2指の下に潜り込む形となっていた。</p> <p>○当該製品の中敷きの先端と使用者のつま先の間には、2cm程の隙間が認められた。</p> <p>○右足の指の変形と当該製品の中敷きの下の隆起に因果関係を示す医学的見解は得られなかった。</p> <p>●当該製品の右足の中敷きの下に製造不良による隆起が認められたことから、使用者の足の指が当該隆起の影響を受けていた可能性が考えられるが、足の指の変形との間に明確な因果関係が認められなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
15	A201200243 平成23年12月13日(兵庫県) 平成24年7月2日	食器乾燥機	(火災、死亡1名) 建物が全焼し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品は焼損が著しく、原形を留めていなかった。</p> <p>○当該製品のヒーターリード線及び電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。</p> <p>○スイッチ部品は回収されておらず、確認できなかった。</p> <p>○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A201200279 平成24年5月24日(埼玉県) 平成24年7月17日	コンセント	(火災) 当該製品に複数の電気製品を 接続して使用中、当該製品を焼 損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の2口ある上段の差込口付近が焼損している。 ○当該製品内部の刃受け間の焼損が著しい。 ○当該製品には延長コードが接続されていたが、使用状況は不明である。 ○当該製品は40年使用している。 ●当該製品内部の受け刃間のトラッキング現象によって発煙、発火したものと推定されるが、詳細な使用状況等が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
17	A201200281 平成24年7月4日(千葉県) 平成24年7月17日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用し、外出して戻っ たところ、当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の庫内はすすけ、外郭は右側面上方中央部から天面直角部の範囲が著しく焼損していた。 ○当該製品の庫内は、右側から上側に焼損が認められる。また、ガラス製回転テーブルが割れ、その周囲に焼損物が認められた。 ○電気室内では、電気配線の被覆の一部、ファンの樹脂製羽根及び制御基板の8割強が焼失していた。 ○フィルター基板、コンデンサー、高圧トランス及びマグネトロンは部分的に焼損しているが、出火の痕跡は認められなかった。 ○最大加熱設定時間(15分)で食パン過加熱試験を実施したが、庫内から外部への延焼は認められなかった。 ●当該製品の電気室内の電気部品が一部焼失しており確認できず、また、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
18	A201200290 平成24年6月30日(静岡県) 平成24年7月20日	ミシン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は、モーターや基板が組み込まれている本体右下の焼損が著しかった。 ○本体右下に取り付けられていたスイッチ接点に溶着が認められたが、スイッチ直上を覆っている取付金具に著しい焼け跡は認められなかった。 ○基板は焼損が著しく、1次側に出火の痕跡は認められなかったが、2次側は未回収で確認できなかった。 ○電源コード、モーター、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、未回収により確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201200299 平成24年6月15日(東京都) 平成24年7月23日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を 焼損する火災が発生した。	<p>○導波管カバー裏側に、焼損した痕が見られ、一部穴が開いていた。</p> <p>○マグネトロンはアンテナキャップの一部に穴が開いていたが、それ以外のところに異常は認められなかった。</p> <p>○導波管カバー以外に庫内に焼損した痕跡は認められなかった。</p> <p>○導波管カバーの裏側の残留物の元素分析を行ったが、主に炭素が検出された。</p> <p>●当該製品の庫内の導波管カバー裏側に煮汁などの食品が浸入したため、付着した食品カスなどに電波が集中し、炭化・スパークが生じ出火したと推定されるが、既に残留物が焼損していることから付着物が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
20	A201200312 平成24年6月28日(北海道) 平成24年7月26日	電気蒸留水器	(火災) 集合住宅の一室を全焼する火災 が発生し、現場に当該製品が あった。	<p>○当該製品は、全体的に焼損が著しく、樹脂製部品は焼失し、スイッチなどの電気部品は未回収で確認できなかった。</p> <p>○当該製品のサーモスタットやファンモーターには、溶融痕などの異常は認められなかった。</p> <p>○同等品で動作試験を行ったが、異常発熱などの異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存していた部品に出火の痕跡は認められないが、焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
21	A201200323 平成24年7月20日(北海道) 平成24年8月2日	スピーカー	(火災) カラオケ店舗内の個室で、当該 製品を焼損する火災が発生し た。	<p>○当該製品は、右側スピーカーが焼損し、グリルネット、ウーファーのダンパー、コーン紙、ボイスコイルが焼損していた。また、エッジに亀裂が認められた。</p> <p>○事故発生時のカラオケシステムの音量は、音が歪むほどの音量レベルで使用されており、当該製品には当該製品の最大許容入力(150W)を超える過大入力に加えられていた。</p> <p>○再現実験の結果、スピーカーのエッジ及びダンパーに切り込みを入れた状態で過大入力を加えた場合、ダンパーが燃焼した。</p> <p>●当該製品のエッジ及びダンパーが破損している状態で、当該製品に当該製品の最大許容入力を超える過大入力に加わったことにより、ボイスコイルが異常発熱し、周囲の可燃物(ダンパー)に接触したために出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、ダンパーなどの可燃物は焼失しており、また、エッジの亀裂が生じた原因も特定できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201200394 平成24年8月18日(東京都) 平成24年8月30日	扇風機	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員が退社後に出火しており、当該製品周辺の焼損が著しかった。 ○当該製品は下部の焼損が著しく、前面側に転倒し焼損していた。 ○本体下部の電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○本体上部の基板、下部のイオン発生装置やモーター、内部配線等に出火の痕跡は認められなかったが、下部の基板は未回収で確認できなかった。 ●当該製品の電源コードに出火の痕跡が認められたが、詳細な使用状況等が不明であり、下部に取り付けられていた基板が未回収により確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:5年
23	A201200442 平成24年9月4日(北海道) 平成24年9月18日	扇風機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○石油ストーブの上に置かれていた当該製品が落下し、床の上で焼損していた。 ○当該製品の電源コードが、中間部で約45cm欠損しており、欠損部の両端に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かの特定はできなかった。 ○モーター部のコンデンサー、電源スイッチ部の基板(固定接点を含む)、弱風スイッチの可動接点などが回収されておらず、確認できなかった。 ○モーターなどの残存部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○石油ストーブの天面には、当該製品の溶融物は認められなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	・使用期間:約1ヶ月
24	A201200493 平成24年8月15日(千葉県) 平成24年10月3日	ガラス製容器	(重傷1名) 当該製品をシンク内に移動した際、当該製品がシンク台に当たり破損し、左手を負傷した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者は、当該製品をシンクに入れようとした際、シンク台に当該製品を軽くぶつけた。 ○使用者は、破損した当該製品の破片で、左手中指を負傷した。 ○当該製品は廃棄されており、確認することができなかった。 ○事故状況の詳細や当該製品の使用実態については、特定することができなかった。 ○当該製品は、11年間使用されていた。 ●使用者が破損した当該製品に触れて事故に至ったものと考えられるが、当該製品や、事故状況の詳細が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201200498 平成24年9月15日(静岡県) 平成24年10月5日	液晶テレビ	(火災、死亡1名) 建物の一部を焼損する火災が発生し、幼児(3歳)1名が死亡した。 現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> ○部屋角部に設置されていた当該製品周辺が焼損していた。 ○当該製品は焼損が著しく、右側背面の電源基板は焼失していた。 ○電源コードの電源プラグ側は残っており、出火の痕跡は認められなかったが、本体側は未回収で確認できなかった。 ○メイン基板、LEDドライバー基板、ハードディスク等の残存部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源基板等が未回収のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	資料5-(3) A20120047(DVDプレーヤー(ビデオ一体型))と同一事故